

募集要項

[国分寺市立もとまち・しんまち児童館清涼飲料水用自動販売機設置]

国分寺市が行う清涼飲料水用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置者の公募に応募される方は、この要項をよく読み、応募資格要件を満たしていることを確認の上応募願います。

1 件 名

国分寺市立もとまち・しんまち児童館清涼飲料水自動販売機設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申し込むことができます。

- (1) 国分寺市内又は近隣市に事業所等を有し、トラブル時に速やかな対応がとれること。
- (2) 自販機の設置業務において、自社で管理運営ができること。
- (3) 市税等の税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 設置条件等

- (1) 別紙仕様書による
- (2) 行政財産使用料

各児童館出入口付近（屋外） 1台(3.0m²) 6,000/月以上とする。

4 応募について

(1) 応募方法

「応募申込書」、「誓約書」の提出をもって応募とする。

(2) 提出日時

令和8年2月2日（月）～13日（金）各日9:30～18:00

※日曜・祝日を除く。

(3) 提出方法

応募申込書を封筒に入れ、封をして持参すること。

(封筒表)

件	
国	名
分	○
寺	○
市	○
長	○
殿	

(封筒裏)

氏	
名	○
	○
	○
	○

(4) 設置者選定方法

設置者は、仕様書の必須条件を全て満たした申込者の中から、「3 設置条件等（2）」の金額以上かつ最も高い使用料を提案した者とする。また同じ使用料を提案した場合は、該当者によるくじ引きで決定する。また、申込者が一者の場合であっても上記「2 応募資格要件」及び「3 設置条件等」を全て満たしている者については決定とする。

(5) 設置者決定日

令和8年2月24日（火）までに決定する。

(6) 提出先及び連絡先

国分寺市泉町 3-29-14

国分寺市立いづみ児童館

電話 042-322-8839（直通）